

事故米穀の不正規流通について（第 11 報：08/10/1）

平成 20 年 10 月 1 日（水）

内閣府国民生活局

内閣府食品安全委員会事務局

厚生労働省食品安全部

農林水産省総合食料局

1. 事案の概要

8 月 22 日及び 27 日、福岡農政事務所に、三笠フーズ（株）に工業用に用途限定して売却した事故米穀を焼酎用などへ横流ししているとの情報の通報。

9 月 4 日、三笠フーズ（株）社長が横流しの事実を認めたため、9 月 5 日農林水産省が事案を公表。

なお、これまでのところ、事故米穀にかかる健康被害の報告は特になされていない。

2. これまでの対応（政府）

○ 10 月 1 日（水）

1. 厚生労働省

・厚生労働省において、17 時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。

2. 農林水産省

・神奈川県が公表した「県有施設における「自主回収食品」使用状況の調査結果について（第 2 報）」、長野県が公表した「県内学校給食における事故米使用食品の提供状況について」、金沢市が公表した「事故米穀混入の疑いのある加工食品の保育所への納入について」、横浜市が公表した「学校や福祉施設等における「事故米・メラミン関連食品」使用状況の調査結果について」及び「市有施設における「自主回収食品」使用状況の調査結果について」について情報提供。

○ 9 月 30 日（火）

1. 内閣府

・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた 3 件の問い合わせ等に対応した。

2. 厚生労働省

・厚生労働省において、17 時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。

3. 農林水産省

- ・石破農林水産大臣が、事故米穀の不正規流通問題に関して現地訪問をするため、九州（熊本県美少年酒造㈱、福岡県三笠フーズ九州工場等）へ出張。
- ・（独）酒類総合研究所が、本日 10 時に公表した「事故米を使用して製造された可能性がある酒類等の分析結果について」について情報提供。
- ・北海道が公表した「事故米穀を使用した可能性のある加工食品の学校給食における使用状況について」、青森県が公表した「事故米穀に係る事案について（第 2 報）」、新潟県が公表した「島田化学工業㈱製造の事故米穀でんぷんを使用した加工食品の使用状況を発表します（第 2 報）」、新潟市が公表した「自主回収対象製品の使用状況について」、奈良県が公表した「奈良県の学校給食における事故米の流通について（第 2 報）」、大阪市が公表した「非食用の事故米の不正規流通に関連したもち米の検査結果について」、徳島県が公表した「学校給食における事故米穀の加工食品の使用状況について」及び「施設給食等における事故米穀加工食品の使用状況等について」及び山口県が公表した「非食用の事故米穀の回収状況について」について情報提供。

○ 9 月 29 日（月）

1. 内閣府

- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた 8 件の問い合わせに対応した。

2. 厚生労働省

- ・厚生労働省において、17 時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。

3. 農林水産省

- ・「石破農林水産大臣の国内出張について」により、事故米穀の不正規流通問題に関する現地訪問について公表。
- ・福島県が 28 日に公表した「学校給食において事故米を使用した可能性のある食品について」（9 月 23 日の公表の訂正及び追加情報）について情報提供。

○ 9 月 28 日（日）

1. 農林水産省

- ・「農林水産省の取組に関する工程表について」により、第 2 回事故米対策本部にて決定された農林水産省の取組に関する工程表を公表。

○ 9 月 27 日（土）

1. 農林水産省

- ・福島県が公表した「学校給食において事故米を使用した可能性のある食品について」、香川県が公表した「五色台少年自然センターの給食における事故米穀の混入について」、静岡県が公表した「学校給食における事故米混入食品の使用状況調査報告」、富山県が

公表した「事故米穀及びメラミン混入食品への対応等について」、福井県が公表した「学校給食における事故米混入の疑いがある加工食品の使用について」、浜松市が公表した「浜松市の学校給食における事故米（カビ米）の混入について」、宮城県が公表した「宮城県内の学校給食における事故米穀の混入について」、神戸市が発表した「寒梅粉」及び「赤飯・おかゆ」の市内への流通経路等について」、愛媛県が公表した「お知らせ」について情報提供。

○ 9月26日（金）

1. 内閣府

- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた3件の問い合わせに対応した。

2. 厚生労働省

- ・厚生労働省において、17時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。

3. 農林水産省

- ・「事故米穀の不正規流通事案に関する追加情報について」により、島田化学工業(株)が事故米穀を原料として製造した製品（でん粉）の関係情報について公表。
- ・鳥取県が公表した「県内の学校給食における事故米穀混入の疑いがある加工食品の使用について」、大阪市が公表した「非食用の事故米の不正規流通について」、和歌山県が公表した「すぐる食品(株)の「非食用事故米」関連商品の県内流通について（速報）」、「非食用事故米」の混入が疑われる原料を使用した食品の検査結果及び県内流通状況（第2報）について」及び「学校給食における事故米関連製品の使用状況調査結果について」、岐阜県が公表した「事故米穀混入の疑いのある加工食品の県内学校給食における使用について（第2報）」、岐阜市が公表した「事故米穀混入の疑いのある加工食品の福祉施設における使用について」、兵庫県が公表した「学校給食におけるすぐる食品(株)製玉子加工品の使用状況等について」、広島県が公表した「非食用の事故米穀が使用された可能性のある加工食品の流通について」、「県立安芸津病院における事故米穀の混入の疑いについて」及び「県立大野寮における事故米穀の混入の疑いについて」、徳島県が公表した「学校給食における事故米穀の加工食品の使用状況の一部訂正について」及び「施設給食等における事故米穀加工食品の使用状況等について」、新潟県が公表した「島田化学工業(株)製造の事故米穀でんぷんを使用した加工食品の使用状況を発表します」、「検疫所の検査で、食用外への転用を条件に輸入された米が、食用に転用されていないか調査を行っています」及び「非食用事故米に関する相談窓口を拡充しました」、神奈川県が公表した「県有施設における「自主回収食品」使用状況の調査結果について（第1報）」、奈良県が公表した「奈良県の学校給食における事故米の流通について」、岡山県が公表した「岡山県内の学校給食における事故米穀の混入について（第2報）」、高知県が公表した「学校給食における事

故米使用について」及び松山市が公表した「事故米を使用した加工食品の流通について」および「学校給食に事故米を使用した疑いのある食品の提供状況について（第1報）」について情報提供。

○ 9月25日（木）

1. 内閣府

- ・食品安全委員会第255回会合において、「事故米穀の不正規流通事案に関する対応策緊急取りまとめ」について、事務局から報告した。
- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた8件の問い合わせに対応した。

2. 厚生労働省

- ・厚生労働省において、17時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。

3. 農林水産省

- ・愛知県が公表した「愛知県内の学校給食における事故米穀の混入について（第2報）」、神戸市が公表した「非食用事故米穀の残留農薬等の検査結果について」、名古屋市が公表した「株式会社 浅井」に対する回収命令について」、群馬県が公表した「非食用の事故米穀を使用した玉子焼きの流通について」、富山県が公表した「学校給食における事故米穀混入の疑いのある加工食品の使用について」、鹿児島県が公表した「非食用の事故米穀の不正流通に係る焼酎の検査結果について」、岐阜県が公表した「県立病院における事故米の混入事案について」及び「事故米穀混入の疑いのある加工食品の県内学校給食における使用について」、青森県が公表した「I 事故米穀に係る事案について」、栃木県が公表した「事故米に対する学校給食物資の取り扱い状況について（第2報）」、埼玉県が公表した「学校給食における事故米穀で作られた疑いのある米でんぷん使用の「焼玉子」の使用状況について」、三鷹市が公表した「学校給食で提供した玉子焼きの原料の一部に事故米を使用の可能性」、石川県が公表した「石川県内の学校給食における事故米穀の混入の疑いがある加工食品の使用について」、滋賀県が公表した「食の安全安心に係る緊急対応について」、岡山県が公表した「岡山県内の学校給食における事故米穀の混入について」、鳥取県境港市が公表した「学校給食における「事故米」の混入について」、香川県が公表した「香川県内の学校給食等における事故米穀の混入について」及び山口県が公表した「非食用の事故米穀の山口県内への流通について」について情報提供。

○ 9月24日（水）

1. 内閣府

- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた5件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・厚生労働省において、１７時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。

3. 農林水産省

- ・鳥取市が公表した「学校給食における「事故米（カビ米）」の混入について」、東京都あきる野市が公表した「市内の学校給食で事故米穀が含まれる玉子焼き使用」、長野県が公表した「県内学校給食における事故米使用食品の提供状況について」、神戸大学が公表した「事故米を原料にした給食について」、高知市が公表した「学校給食における事故米使用について」、高知県が公表した「学校給食における事故米使用について」、香川県が公表した「五色台少年自然センターの給食における事故米穀の混入について」、大阪府が公表した「非食用事故米穀の流通調査について」、島根県が公表した「県内の学校給食における事故米穀混入の疑いがある加工食品の使用について」、宮崎県が公表した「三笠フーズ事故米不正流通事案」及び徳島県が公表した「学校給食における事故米穀の加工食品の使用状況について」について情報提供。

○ 9月22日（月）

1. 内閣府

- ・「事故米穀の不正規流通事案に関する対応策緊急取りまとめ」を公表。
- ・消費者安全情報総括官会議を開催し、上記について、各省において取組んでいくことを確認。
- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた８件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・厚生労働省において、１７時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。
- ・福祉施設を所管する都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部局に対して、事務連絡「非食用事故米穀の不正規流通について（第３報）」を発出し、農林水産省の中間報告についての情報提供及び注意喚起を行った。
- ・名古屋市において、（株）浅井が非食用の事故米穀を食用と区別せずに販売していたとして、食品衛生法第５４条に基づき、当該米穀のうち食用として販売されたものについて回収を命令。
- ・厚生労働省は、自治体に対し、「事故米穀の不正規流通事案に関する対応策緊急取りまとめ」を踏まえ、回収状況の把握・公表、食品の残留農薬等の分析及び結果公表、事故米穀又はその加工品を食用として販売又は使用していなかった事業者の公表等について要請。
- ・厚生労働省において、関係自治体に対し、検疫所における検査で違反となり、飼料用等への転用を条件として輸入された米等の取扱状況、販売先等の確認について要請。

3. 農林水産省

- ・愛知県が公表した「愛知県内の学校給食における事故米穀の混入について」、長野市

が公表した「長野市立小中学校給食におけるかび「事故米」の可能性のある米から製造したでん粉の混入について」及び三重県が公表した県内の学校給食における事故米穀混入の疑いがある加工食品の使用について」について情報提供。

- ・「事故米穀の不正規流通事案に関する対応策緊急とりまとめ」について公表。今までに判明した事実及び緊急の対応に関する報告、さらに検討課題等今後の対応に関して公表。
- ・加西市（兵庫県）が公表した「事故米の混入事例について」、福島県が公表した「学校給食において事故米を使用した可能性のある食品について」、富山大学附属小学校・特別支援学校が公表した「学校給食の厚焼き玉子への事故米穀の混入の疑いについて」、兵庫県が公表した「非食用事故米穀の不正流通について（第3報）」、山形県が公表した「I三笠フーズ(株)福岡工場からの製品に係る流通状況について」及び山梨県が公表した「山梨県内の学校給食における事故米の混入について」について情報提供。

○ 9月20日（土）

1. 農林水産省

- ・千葉県が公表した「学校給食における非食用事故米の混入について」及び長野市が公表した「長野市立小中学校給食におけるかび「事故米」の可能性のある米から製造したでん粉の混入について」について情報提供。

○ 9月19日（金）

1. 内閣府

- ・「事故米穀の不正規流通に関する対応検討チーム」第3回会議を開催。
- ・第1回「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」を開催。
- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた6件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・厚生労働省において、17時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。
- ・(株)日参製薬保寿堂（富山県）が製造販売している医薬品「丸剤熊膽園S」の原料に、島田化学工業（株）が事故米穀を用いて製造したコメデンプンが使用されていることが明らかとなり、同社が自主回収に着手したところ。
→北陸農政局の出荷ロット関係情報において、同製品には事故米穀由来原料ロットが使われていなかったことが明らかとなり、自主回収を中止（9月22日付）。

3. 農林水産省

- ・新潟県が9月17、18、19日に公表した、島田化学工業（株）関連情報（第1、2、3報）について情報提供。

○ 9月18日（木）

1. 内閣府

- ・「事故米穀の不正規流通に関する対応検討チーム」第2回会議を開催。
- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた3件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・(株) 栃本天海堂(大阪府)が製造販売している医薬品「健婦丸」及び「トチモトの六味丸」の原料に、島田化学工業(株)が事故米穀を用いて製造したコメデンプンが使用されていることが明らかとなり、同社が自主回収に着手したところ。
→ 北陸農政局の出荷ロット関係情報において、同製品には事故米穀由来原料ロットが使われていなかったことが明らかとなり、自主回収を中止(9月24日付)。
- ・厚生労働省は、都道府県及び関係業界団体に対し、次の措置を講ずるよう関係業者等に指導・周知することを依頼。
 - ① 医薬品等の製造販売業者は、医薬品等の製造に使用するコメ由来原材料について、非食用の事故米穀から製造されたコメ由来原材料を使用していないかどうか確認すること。
 - ② ①の結果、使用されていたことが判明した場合には、速やかに都道府県に連絡すること。
 - ③ あわせて、品質及び安全性の確保を図るための必要な措置を講ずるとともに、その内容を都道府県に報告すること。
 - ④ ②及び③で都道府県に報告があった場合には、都道府県は、速やかに厚生労働省に報告すること。
- ・その他、厚生労働省において、17時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ、公表。

3. 農林水産省

- ・「事故米穀の不正規流通に関する調査結果の中間報告について」に係るプレスリリースの追加情報について」により、16日に公表した事業者のうち、事故米穀を購入していたものの、購入後在庫の保有や非食用等の処理をしており、消費者には販売されていないことが確認された事業者リストを公表。
- ・京都市が公表した「京都市立中学校給食における非食用事故米の混入について」について情報提供。

○ 9月17日(水)

1. 内閣府

- ・「事故米穀の不正規流通に関する対応検討チーム」第1回会議を開催。
- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた11件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・新潟県において、島田化学工業（株）がカビの発生等による非食用の事故米穀を原料として米でん粉を製造し、食用と非食用の区別をせずに販売していたとして、島田化学工業（株）に対し食品衛生法第54条に基づき、販売済みの当該でん粉について回収を命令。
- ・厚生労働省において、上記新潟県の事案を含め、17時30分までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。
- ・厚生労働省において、医療機関等の給食業務を受託している事業者の団体に対し、当該団体の会員と農林水産省の中間報告で公表された事故米穀の流通業者との間での納入実績と健康被害の発生の有無の調査を要請。

3. 農林水産省

- ・中小企業庁が16日に発表した「事故米転用問題に関する中小企業者への金融支援対策について」について情報提供。

○ 9月16日（火）

1. 内閣府

- ・事故米穀の不正規流通事案の広域性、社会的影響の大きさ等に鑑みて、政府一体となって対応するよう総理が指示されたことを踏まえ、情報の一元化、迅速な情報提供を図る観点から、内閣府、農林水産省及び厚生労働省による共同記者会見を開き、内閣府から「事故米穀の不正規流通に関する今後の対応について」を公表。
- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた17件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・内閣府、農林水産省及び厚生労働省が共同記者会見。厚生労働省は平成20年9月13日から15日までに地方自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。
- ・厚生労働省は、各自治体に対し、食用として転売された事故米穀の流通先が確認された場合に関係事業者名等関連情報を速やかに公表する等について要請。
- ・厚生労働省において、17時までに各自治体から厚生労働省に報告のあった調査結果についてとりまとめ公表。
- ・本日農林水産省から「事故米穀の不正規流通に関する調査結果の中間報告について」が公表されたことを受け、医療施設を所管する各都道府県・指定都市・中核市医政主管課あて事務連絡「非食用事故米穀の不正流通について（第2報）」を発出し、本事案に関する情報提供及び更なる注意喚起を行った。
- ・福祉施設を所管する都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部局に対して、事務連絡「非食用事故米穀の不正規流通について（第2報）」を発出し、情報提供及び注意喚起を行った。

3. 農林水産省

- ・「事故米穀の不正規流通に関する調査結果の中間報告について」について公表。三笠フーズ（株）の関係では、関係企業数が約３７０社に及ぶことが判明。関係企業等の名称についても公表。
- ・また、「事故米穀（三笠ルート）に係る分析について（９月１５日現在）」、「全国一斉点検対象業者の立入調査の実施結果について（中間報告）」についても公表。
- ・「事故米穀の不正規流通に係る大臣談話について」について農林水産大臣の談話を配布。
- ・内閣府国民生活局、内閣府食品安全委員会、厚生労働省食品安全部及び農林水産省総合食料局が公表した「事故米穀の不正規流通について」について情報提供。
- ・農林水産省総合食料局内に非食用の事故米穀の不正規流通に係る「相談窓口」を設置し、このことを公表。

○９月１５日（月）

１．厚生労働省

- ・大阪市において、三笠フーズ（株）から大阪府内の卸業者を通じて市内の給食施設に販売されたもち米について、保管されていたものの検査を行った結果、３検体中３検体からメタミドホスが０．０５ppm、０．０２ppm、０．０６ppm検出された旨公表。

２．農林水産省

- ・大阪府が公表した「非食用の事故米穀の不正規流通米」の混入が疑われるもち米の検査結果について」について情報提供。

○９月１４日（日）

１．厚生労働省

- ・和歌山市において、三笠フーズ（株）から大阪府内の卸業者を通じて市内の米穀販売業者に販売されたもち米について、保管されていたものの検査を行った結果、メタミドホスが０．０２ppm 検出された旨公表。
- ・大阪府において、日清医療食品（株）に事故米穀を販売した府内事業者の在庫もち米を検査した結果、２検体中２検体からメタミドホスが０．０２ppm 検出された旨公表。また、府内の事故米穀の流通経路をあわせて公表。

２．農林水産省

- ・島根県が公表した「非食用事故米穀の島根県内の流通について」について情報提供。
- ・和歌山県が公表した「三笠フーズ（株）が流通させた事故米と疑われるもち米の検査結果について」、名古屋市が公表した「株式会社 浅井」に対する非食用事故米穀の不正流通の防止に関する指導について」及び大阪府が公表した「三笠フーズ（株）非食用事故米穀の「日清医療食品」ルートの検査結果について」について情報提供。

○9月13日（土）

1. 農林水産省

- ・鳥取県が発表した「非食用の事故米穀の鳥取県内の流通について」について情報提供。

○9月12日（金）

1. 内閣府

- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた12件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・福岡県は、三笠フーズ（株）に対し、食品衛生法第55条に基づき営業禁止の処分を行うとともに、三笠フーズ（株）が不正に食用として販売した非食用事故米穀の流通ルートの一部として販売先事業者名6社を公表。
- ・厚生労働省において、関係自治体に対し、農林水産省において一斉点検が実施されている事故米穀を取り扱う事業者19社に対して非食用米穀の区分管理の徹底等について指導するよう要請した旨公表。
- ・京都市において、大阪府内の米穀販売業者から事故米穀を購入した市内10施設に立ち入り、うち3施設に残っていたもち米3袋（1kg入り）の検査を実施したところ、2袋からメタミドホスが0.02ppm検出された旨公表。
- ・岐阜県において、事故米穀のうち県内の米穀販売業者に保管されていた中国産もち精米の検査を行った結果、6検体中4検体から0.02ppm検出された旨公表。
（三笠フーズ（株）から米穀の流通先の調査や食品の検査に関する情報については、他自治体においても随時公表。）
- ・医療機関を所管する各都道府県医政主管課及び福祉施設等を所管する各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局に対し、それぞれ事務連絡「非食用事故米穀の不正規流通について」を発出し、本事案に関する情報提供及び注意喚起を行った。

3. 農林水産省

- ・福岡県が発表した「非食用の事故米穀の不正流通について」及び京都市が発表した「京都市内に流通していた非食用事故米穀の検査結果について」について情報提供。

○9月11日（木）

1. 内閣府

- ・食品安全委員会第254回会合において、農林水産省から本事案の概要の報告を受けた。

- ・ 食品安全委員会ホームページにおいて、メタミドホス、アセタミプリドについて、Q & A の更新を行なった。
 - ・ 食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた 5 件の問い合わせに対応。
2. 厚生労働省
- ・ 福岡県は、9 月 10 日の厚生労働省の依頼を受けて三笠フーズ（株）に対し食品衛生法第 54 条に基づき、回収を命令。
3. 農林水産省
- ・ 太田農林水産大臣は、「食品の信頼確保・向上対策推進本部」を開催し、食品の信頼確保・向上の推進に関する取組強化を指示。
 - ・ 九州農政局長名で、辰之巳（株）及び三笠フーズ（株）を不正競争防止法違反で告発。
 - ・ 鹿児島県が発表した「非食用の事故米穀の不正流通に係る焼酎の追加検査結果について」について情報提供。

○9 月 10 日（水）

1. 内閣府
- ・ 消費者安全情報総括官会議を開催し、本事案について情報共有（16 時 30 分）
 - ・ 食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた 6 件の問い合わせに対応。
2. 厚生労働省
- ・ 農林水産省が、「輸入商社が三笠フーズ（株）に売却した輸入事故品」等を追加公表。
 - ・ 厚生労働省においては、福岡県に対し、追加された「輸入商社が三笠フーズ（株）に売却した輸入事故品」についても食品衛生法第 54 条に基づく回収を命ずるよう依頼。
3. 農林水産省
- ・ 太田農林水産大臣から再発防止策の確立、流通ルートの徹底解明、事故米の販売先業者の一斉点検の徹底、影響を受ける加工業者等に対する支援について指示。
 - ・ 全国一斉点検により、（株）浅井及び太田産業（株）が基準値を超える残留農薬が検出された事故米穀について使用目的以外に使用していたことを確認し、これについて公表。

○9 月 9 日（火）

1. 内閣府
- ・ 食品安全委員会ホームページにおいて、アセタミプリドについて物質の特性など科

学的情報を提供した。

- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた 3 件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・福岡県は、9 月 8 日の厚生労働省の依頼を受けて三笠フーズ（株）に対し食品衛生法第 54 条に基づき、回収を命令するとともに、前日に引き続き三笠フーズ（株）への立入調査を実施。

○9 月 8 日（月）

1. 内閣府

- ・食品安全委員会において、食の安全ダイヤル等に寄せられた 7 件の問い合わせに対応。

2. 厚生労働省

- ・福岡県は福岡農政事務所とともに三笠フーズ（株）への立入調査を実施。
- ・農林水産省が、第 2 報として 9 月 8 日時点で判明した「平成 20 年 9 月 7 日までに判明した流通状況」等を公表。
- ・厚生労働省においては、農林水産省の情報提供及び公表を受けて福岡県に対し、新たに得られた「輸入商社が三笠フーズ（株）に売却した輸入事故品」についても食品衛生法第 54 条に基づく回収を命ずるよう依頼。

3. 農林水産省

- ・事故米穀の全国の売渡先 19 業者に対し、順次、緊急一斉点検を実施。
- ・三笠フーズ（株）の事故米穀の販売先企業名（公表に同意の得られた企業）等について公表。

○9 月 5 日（金）

1. 内閣府

- ・食品危害情報総括官会議幹事会の開催（15 時 30 分）
- ・食品安全委員会ホームページにおいて、アフラトキシン B₁、メタミドホスについて物質の特性など科学的情報を提供。

2. 厚生労働省

- ・三笠フーズ（株）が非食用米穀を食用に転売していたことが判明し、回収を要請した旨、農林水産省が公表。
- ・厚生労働省において、農林水産省の情報提供及び公表を踏まえて以下のとおり対応。
 - ①三笠フーズ（株）の工場を管轄する福岡県に対し、事故米穀については、保管中にカビの発生、水濡れ等の被害を受けたもの、又は基準値を超える残留農薬等が

検出されたものであり、食品衛生法第 6 条及び第 11 条に違反するものと思料されるので、同法 54 条に基づき措置するよう依頼。福岡県は、三笠フーズ（株）に対し食品衛生法第 54 条に基づき、回収を命令。

- ②各自治体に対し農林水産省で公表された内容を情報提供するとともに、福岡県からの監視指導に関する依頼への協力を要請。

3. 農林水産省

- ・三笠フーズ（株）が事故米穀を食用に転売していたことを確認し、転売した非食用事故米穀及びその加工品について回収を要請するとともに、本件について公表。